

令和4年度二宮町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての部局が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害福祉サービス事業を行う施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業等

- ア 特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所

（3）在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

この方針による調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する全ての物品等とする。

5 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、前年度に調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、庁内各部署に対して、福祉保険課がその情報を提供する。また、障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、庁内各部署に依頼する。

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。